

第7期流山市高齢者支援計画(素案)に対する意見と市の考え方							平成30年2月6日 全員協議会 資料	
No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	高齢者支援計画 修正案	
1－1	全般	概要版の内容	概要版を見ても全体像をとらえきれない。概要版では、基本方針・施策目標及び事業と第7期の介護保険サービス・介護保険給付などの構成となっているが、高齢者保健福祉計画(地域ぐるみ支え合い体制づくりの推進)と介護保険事業計画(高齢者を支える介護体制づくり)の方がわかりやすいのではないかと？介護保険事業計画も概要版に保険料だけでなく、サービス面の重要事項を記すべきと思う。	計画の概要版の構成を見直し、主要事業や各種サービスの概要についても記載してはどうか。	今回、作成した概要版については、パブリックコメントの実施時における計画の位置付けや事業項目等に絞って記載したものです。計画全体を包括する概要版については、活用方法および記載内容等を検討して、平成30年3月末に計画とあわせて公表します。	無		
1－2	P3	第1編・第1章2 地域福祉計画とのつながり	概要版で、目標1～7を自助、共助、公助に仕分けしているがわかりにくい。この計画はあくまでも自助(一人一人がやりごと)の環境を整える行政等の支援(公助)を示すものであるから、地域福祉計画の自助・共助・公助を持ち出すと混乱するのではないかと？ 特に、目標2の「生きがいのある地域づくり」は、一人一人がやることではなく、公がやることの列挙と見られる。もし、自助、共助、公助を出したいのであれば、目標1～7と自助、共助、公助をマトリックスにして、主体的に取りくむ者、支援する者などを説明したらどうか？	各施策・事業には、多様な人・機関が関係することから、自助・共助・公助の枠組みを充てることは混乱するのではないかと。	今回、作成した概要版については、パブリックコメントの実施時における計画の位置付け等を簡潔に記載したものです。計画全体を包括する概要版については、活用方法および記載内容等を検討して、平成30年3月末に計画とあわせて公表します。(1－1に同じ) 高齢者支援計画は、地域福祉計画に基づき、高齢者施策を具体化する計画となっています。そのため、自助・共助・公助の役割分担を推進していくことが必要と考えています。また、施策や事業の実施にあたっては、市民・自治会・事業者・関係機関・行政等の連携が必要となることから、概要版における記載方法を検討します。	無		
1－3	P7	第1編・第2章1 日常生活圏域の設定 ■日常生活圏域別の介護保険サービス事業所・介護保険施設等の状況	グループホームからサービス付き高齢者向け住宅までの10施設の総数では、中部と南部が少なく、北部、東部に多いという地域偏重が見られる。特別養護老人ホームは開設予定2か所を加算すると全体の半分が北部地域となる。現時点の高齢化率の高い地域からという考えと思われるが、長期的なスパン(年齢構成の波)からは配置を平均化しておくべきかと思う。施設には業者をコントロールできにくいものもあると思われるが、地域単位ごとの募集をもっと強化すべきでは？	高齢者施設の立地に地域偏重があるのではないかと。	ご指摘のとおり地域偏重はあるものの市内の介護保険サービス事業所・介護保険施設についてはどの地域にお住まいの方でもご利用が可能となっています。 介護保険サービス事業所・介護保険施設については、原則、事業者が整備を行っています。千葉県が指定権限を持つ介護保険サービス事業所における立地に関して、特に介護保険施設等の大規模施設は、広い敷地が必要となることから均衡な立地を図ることが難しい場合があります。 一方、市が指定権限を有する地域密着型サービス事業所については、地域に根ざしたサービス展開を図ることが重要と考えています。そのため、高齢者人口の分布や既存施設の立地等を勘案して、地域を限定した公募等により各圏域でサービスを提供できる体制を整えるよう努めていきます。	無		
1－4	P122 ※P9・P118 参照	第2編・第2章6 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料 (3)介護保険事業にかかる総費用の見込み(給付の見込み)	第6期に比べて、第7期の全高齢者における要介護認定率(②/④・要介護1－5)は変わらないと推計しているようだが、要支援者を含めた要支援・要介護認定率(③/④)は6%増加と推計している。 また、1人当たりの給付費(①/②・①/③)を評価すると、いずれも第6期よりも第7期の方が増えている。重度化が進むと推定していると思われる。このことから要介護1～5、要支援1、2だけでなく一般高齢者に対する介護予防支援が大事になってくる。全高齢者に対する介護保険給付費の比率(①/④)が、第7期において第6期と同じ率で抑えられると、(平均0. 249→0. 226)、平成32年度において、約14. 6億円の削減となる。介護報酬が1%のプラス改定としても、10億円以上の削減と推定される。	第6期と比較して、第7期の高齢者一人あたりの介護給付費は増加傾向にある。これを抑制するために介護予防を推進するべきではないかと。	団塊世代が2015年に65歳に到達していることから、要支援などの軽度な認定者が増えることが見込まれます。要介護認定率については、大きな上昇は見込んでおりませんが、要介護認定の重度化が想定されることから、一人当たりの給付費は増加することとなります。 給付費の増加は介護保険料の増額につながります。そのため、団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて、いっそうの介護予防支援や地域活動への参加の推進を計画のとおり進めます。	無	。	
1－5	P61－71 P120	第2編・第1章3 介護予防と社会参加の推進 (1)介護予防・日常生活支援総合事業への対応	介護予防支援の給付費(P120の給付見込み)について、平成32年度の支出が約33百万円と推定され、かつ内容的にも厚みに欠けるとと思われる。体力づくり、とまでいかなくても維持できるような各種施策を充実して欲しい(ながいき体操だけでなく)。アリーナの活用や民間のスポーツクラブとのタイアップ(割引券補助など)はできないでしょうか？ 1－4の削減(H32年度比)は簡単にはできないとは思いますが、その先も見据えて、一般介護予防事業だけでなく予防事業への給付を大幅に増額すべきでは。	介護予防の施策として、ながいき体操だけでなく、体育施設の割引やスポーツクラブの利用料補助などを行ってはどうか。	ご指摘のP120介護予防支援については、P105に記載のある「(10)介護予防支援(介護予防ケアプラン作成)」のことを指しており、要支援認定を受けた方が介護予防サービスを利用するために必要なケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整等を指定介護予防支援事業所(高齢者なんでも相談室)が行うもので、給付費は、そのケアプランの作成等に係る介護報酬です。 なお、介護予防サービスに係る予防給付費については、平成32年度に291百万(P120)を想定しています。 介護保険法第4条では、「国民自ら常に健康の保持増進に努めるもの」と国民の努力及び義務が示されています。また、今後も高齢化が進展していくことから、一人ひとりが健康を意識した生活を送ることが重要と考えます。ご提案のあった体育施設やスポーツクラブの利用料補助については実施する予定はありませんが、介護予防施策をはじめ、生涯学習、スポーツ、健康増進の施策を連携して進めていきます。	無		
1－6	P45	第2編・第1章6 在宅での生活の継続を支える地域づくり (1)①地域支え合い活動の推進	地域支え合い活動は、災害発生時でも大事であるが、日常からの地域支え合い活動があるからこそ災害時にも生きると考えます。しかるにP93の図では、「災害に備えた」とあり日常の地域支え活動の重要性が表現されていません。「災害に備えた」→「孤独死防止と災害に備えて」の方が良いと思われる。概要版も「災害に備えた地域支え合い活動の推進など」とあり、日常の地域支え合い活動の重要性が無視されているのではないかと？	地域支え合い活動の目的は、災害時への備えだけではなく、日常からの重要性にあるのではないかと。	ご指摘の通り、地域支え合い活動は、日常からの孤独死防止や支え合いを災害時にも生かすことを目的としており、災害への備えのみを目的とした活動ではありません。今後の活動の推進にあたって、孤独死防止と災害への備えのつながりについて普及啓発に努めていきます。	有	ご指摘の通り、P93の図の記載を修正します。 「災害に備えた」→「孤独死防止と災害への備え」 概要版については、活用方法および記載内容を検討します。また当意見に関する内容についても修正を行います。	
1－7	P123－125	第2編・第2章6 介護保険サービスの事業規模及び介護保険料 (4)第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の設定	平成30年度からの介護報酬改定が0.54%アップで決着した場合、第7期介護保険料は何時から改定となるか？改定期期を明記すべきでは？ 今回の算定にあたって、準備基金をほとんど取り崩しているが、3年後の介護保険料改定を見据えて取り崩しは半分程度に抑えるべきではないかと？できるだけ急激な変動は避けるべきと考えます。不足分は、市の財政安定化基金を取り崩すのでしょうか？もしそうならそう明記すべきでは？ 段階別の保険料の増額率を計算すると、第6期に比べ第7期は、第4段階～第18段階は、5.9%～6.1%の範囲におさまっている。第1段階が6.4%、第2段階が5.5%、第3段階が6.2%upとなっている。第1段階の増額率を下げるため、変更できると思われる。(第1段階の設定は、国の基準は0.5、流山市は0.37となっている。)	介護保険料における課題について、整理が必要ではないかと。 ・介護報酬改定に伴う影響 ・介護給付費準備基金の取崩し ・低所得者対策	・第7期の介護保険料については、平成30年度から平成32年度までは同一の保険料で運用することとなっています。また計画期間途中での増額とならないよう介護給付費準備基金の一定額を留保していますので第7期中の介護報酬改定に伴う介護保険料の増額は無いと考えています。 ・介護給付費準備基金については、計画期間の3か年において、介護予防施策の推進による給付費抑制などにより、介護給付の実績額が見込み額を下回った場合に生まれる保険料の余剰金を積立てたものです。今回活用する基金は第6期における余剰額であるため直近の第7期において活用することが望ましいと考えています。なお、介護予防施策を推進することで、これまでの第1期-第6期までを通じて不足が生じたことは無く、計画途中での保険料の増額は想定していません。 また、市全般の施策に関わる財政調整積立基金を活用することは、介護保険制度のルール上できません。 ・段階別の保険料については、第6期と同じ料率を用いています。また第1段階の保険料については消費税増税分による国費等を充てているためその分0.05%減額となっています。第1段階の料率をさらに低くすると基準額自体が上がることから変更は考えていません。	無		

第7期流山市高齢者支援計画(素案)に対する意見と市の考え方							平成30年2月6日 全員協議会 資料	
No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	高齢者支援計画 修正案	
2-1	P58	第1編・第2章2 生きがいのある地域づくり (1)⑦地区敬老行事の支援	敬老行事の支援として会場(思井福祉会館)にマイクだけでなく、カセットやCDを流せる音響装置を設備して欲しい。	福祉会館等の公共施設における備品の管理について	各福祉会館においては、カセット及びCDが利用できる音響設備やラジカセを設置しています。今後も、各施設の管理者と連携を図り、多様な行事が開催できるよう備品の設置、メンテナンスに努めていきます。	無		
2-2	全般	各施策の概要紹介	以下の各施策について、市民が具体的に一番知りたい箇所と思います。もっと丁寧な説明を要します。無理に1ページに入れないで別ページに分けるなど工夫して欲しい。 ・特別養護老人ホームの現状と今後の計画 ・訪問サービスA,B,C,Dなどどこが違うのか。料金も不明。 ・ながいき100歳体操 どこで週1回開催している等の案内。 ・各種サービスの明細はどこかに表示してありますか？(第6期との違い) ・施設に入れない人への対応は？(自宅で過ごさなくてはならない人)	主要な施策、事業について、多くの方が分かりやすいように工夫するべきではないか。	今回、作成した概要版については、パブリックコメントの実施時における計画の位置付けや事業項目等に絞って記載したものです。計画全体を包括する概要版については、活用方法および記載内容等を検討して、平成30年4月に計画とあわせて公表します。 計画本文では、以下の項目について記載します。 ・訪問型サービスABCDの違いについてはP65に記載しています。 ・訪問型サービス等の料金は、介護保険のパンフレットに記載されていることから計画に表記するものではないと考えます。 ・ながいき100歳体操の開催場所については、P65に記載しているようにグループを作っていただきその場に講師を派遣するものですので開催場所を限定するものではないことから多くのグループに活動をしていただきたいと考えています。 ・各種サービスの明細(第6期との違い)については、P102からP115に記載しています。今回の介護保険法の改正ではサービスの大きな改正は無くP111の介護医療院のサービスが創設されました。 ・特別養護老人ホームの現状の整備数や今後の整備計画については、P111に記載します。特別養護老人ホームの待機者数を勘案し、現在第6期で位置づけた100床が整備中で、第7期計画でさらに110床の整備を進めます。また、在宅での生活の継続を希望される方への対応についてはP80の「在宅サービスの充実・強化」及びP91「流山市在宅医療介護連携拠点事業の展開」で記載しています。	有	P111に、特別養護老人ホームの現状の整備数を追記します。	
2-3	P45	第2編・第1章6 在宅での生活の継続を支える地域づくり (1)①地域支え合い活動の推進	地域支え合い活動については、現状を把握の結果、無理やり自治会で担当する必要はないと思っています。 各自治会がスムーズに実施できないのはそれだけ多くの課題があるからです。無理に実施すると弊害のほうが大きくなります。その地域の方が十分な討議をして実施できるところはやればよい。多数決でやる話ではない。最大のネックは個人情報管理です。ある自治会では流山市と協定書を締結しており、名簿も受領しているが、具体的活動はしていない。自治会総会では地域支え合い活動に賛同している人が過半数であった。逆に言えば40%くらいが賛同をしていないので実施されていない。多数決で実施する場合は見守り辞退者が続出する可能性大で自治会自体が崩壊する。自分だけ見守りをしてもらって、自分の順番が来たら見守りを担当しないのは許されないし、やり方次第とはいっても自治会の特定の人が長年独占的にやる方法は弊害が大きい。 現在、地区社会福祉協議会でひとり暮らしの方の見守り活動を行っている。具体的には13人の活動員が約60名を見守っている。活動は外観見守りで、訪問チェックが必要な時だけ民生委員が自宅訪問している。この網にかからずいつの間にか亡くなってしまう方もいるが自己管理で致し方ない事。自己管理とはご自分で努力して、縁者、知人の協力を得て他人お世話にならない事。他人の面倒を積極的に行う方は残念ながら少数であり、すぐ年を取ってしまうので維持できない。要は対象者を狭めて少人数の方が専門的に見回りをしているが、見守り者自体の高齢化で辞退者が多く、この方法でもこの先困難な見通し。 地区社会福祉協議会は活動員が固定されているので、個人情報管理という観点からは問題は出ていない。ただし、ひとり暮らしでも見守りに納得された方だけであり、外観見守りのできないアパート住民は対象から外れている。非自治会員も対象としている。高齢者でも夫婦所帯は対象外。このため75歳以上のうち見守り対象者は限られた少人数である。 自治会見守りでは具体的な活動担当は役員になるが、2年で変わる為、個人情報の管理は困難。無責任な役員もいるので情報管理が極めて心配。一度知らされたものを退任時に次の役員に引き継ぐことになるが、病気入院など刻々と変わる個人情報は管理しきれないし、さらに認知症の方が増えてくる。また各種の障がい者が公表されることになってしまう。 以上の観点から地区社会福祉協議会での活動を充実させる方が有効な見守りが出来ます。理想は多くの活動員による向う3軒両隣の見守りですが、現実には無理です。地区社会福祉協議会へさらに資金援助してでも担当する方が良い。自治会に加入していない若い方が多いので年寄り主体の自治会では運営できません。	地域支え合い活動は、自治会を主に活動するのではなく、個人情報観点からも、地区社会福祉協議会が主に担うべきではないか。	地域支え合い活動では、日常からの孤独死防止と災害時の支え合いを目的にして、地域での活動が浸透・活性化していくことが重要と考えます。そのため、地域支え合い活動推進条例においては、地域に根ざした自治会等を中心主体として捉えています。 また、活動の浸透・活性化のためには、より多くの市民・関係機関が支え合いの必要性を認識し、できることから活動を始めてもらう必要があります。現在、ご提案のありました地区社会福祉協議会に加え、民生委員、関係機関(消防、警察、消防団)など多様な主体が連携して活動に参加しており、地区社会福祉協議会にのみ委ねることは考えておりません。 なお、個人情報に関する課題については、民生委員や関係機関においては、それぞれの所管法において、法的責任が求められています、また個人情報保護法の改正により、取扱っている個人情報の件数に係らず全ての自治会においても適切な対応・配慮が求められています。そのため、市では、支え合い活動を行うにあたっての個人情報の適切な管理方法や活動の取組方法を例示したガイドブックを作成(平成29年度末に配布予定)し、活動を支援しています。	無		

第7期流山市高齢者支援計画(素案)に対する意見と市の考え方							平成30年2月6日 全員協議会 資料	
No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	高齢者支援計画 修正案	
3-1	P96-98	第2編・第1章6 在宅での生活の継続を支える地域づくり (3) 成年後見制度の研究・促進	「成年後見制度の需要も増加するため、担い手となる市民後見人の育成を考えていかなければなりません。しかし、市民後見人に対する市民の認知度が低いため、まずは現状の課題を抽出・分析し推進していきます」とあるが、課題抽出・分析することは推進するための第一歩であるから実施年度を明記すべきである。例えば30年度に分析し31、32年度に推進していくとか年次目標を書き込む必要がある。	成年後見制度の課題分析や推進に関して、具体的な実施年度を示してはどうか。	成年後見制度の課題抽出・分析の年次目標の記載については、国の成年後見制度利用促進基本計画が29年度から33年度までの計画で、ガイドラインとして基本的な考え方が示されました。市としては、国、県の今後の動向を踏まえて実施していくため、現段階では1年ごとの目標の書き込みはしません。 なお今回のニーズ調査によると約7割の方が制度の存在や内容について、ほとんど知られていないという結果から、まずは制度の周知を市民に行うことが成年後見制度を促進させるための第1歩と捉えています。	無		
3-2	P96-98	第2編・第1章6 在宅での生活の継続を支える地域づくり (3) 成年後見制度の研究・促進	「一般市民における成年後見制度の認知度はまだ低く、具体的な効果等についてはよく知られていません。したがって、市民の皆様が成年後見制度の利用をより現実的なものとするため制度の実用的な活用方法等について周知啓発していきます。」とあるが、その中に「専門職やNPOなどの地域資源を活用しながら周知啓発していく」と、具体的方法を書き入れる。	成年後見制度の認知度向上に向けた普及啓発について、専門職やNPOなどの地域資源を活用してはどうか。	ご指摘のとおり、地域で活動している専門職やNPO等と連携しながら多方面に周知啓発していきます。	有	ご指摘のとおり、以下のように追記修正いたします。 P96最下段 制度の実用的な活用方法等について、地域で活動する専門職やNPO等と連携しながら周知啓発していきます。	
3-3	P96-98	第2編・第1章6 在宅での生活の継続を支える地域づくり (3) 成年後見制度の研究・促進	相談体制、ニーズ把握、ネットワーク体制の整備(協議会、中核機関の設置)について、「総合的に体制が整ったと判断される段階でネットワークを構築する」とあるが、これでは実現可能かどうか危ぶまれるので、1年ごとの目標と32年までの年次計画を明らかにして、書き込むべきである。30年度からスタートさせ32年度までに実施すべきことと、特に協議会や中核機関の設置については、それ以降・いつ頃実現させるのか目標年度を明確に書き込むべきである。	成年後見制度の課題分析や推進に関して、具体的な実施年度を示してはどうか。	3-1と同様	無		
4-1	P6	第1編・第2章1 日常生活圏域の設定 ■日常生活圏域図	現在、2中学校区ごと4圏域で地域包括支援センターが中心となった活動が行われています。また、中学校区ごとに民生委員・自治会・地区社会協議会が活動しています。 近年、おおたかの森中学校が開校されましたが、その学区は、中部地区、南部地区、東部地区に分割されており、圏域ごとの活動はやむを得ず中部地区に含めて活動しています。 中部地区における既存の住宅街は高齢化が進展していますが、おおたかの森中学校区では子どもが急増するなど、地区の在り様や課題は大きく異なっており、従来どおりのコミュニティ活動を行うことが難しくなっています。 そのため、従来からの4圏域体制ではなく、おおたかの森中学校区のあり方を検討し5圏域体制とすべきと考えます。	日常生活圏域の地区割りについて、おおたかの森中学校の学区を反映させてはどうか。	第7期計画においては、これまでの4圏域体制で進めてきた地域包括ケアシステムを着実に構築するため、引き続き4圏域の体制を基本としています。 ご指摘のおおたかの森中学校の学区が分割されている状況等については、これまでも地域からの要望を頂いており認識しているところです。また、高齢者人口の増加が見込まれるなど各圏域の現況が変化することも想定されます。 そのため、各圏域の高齢者の生活を支える地域包括支援センターの増設や増員については、その状況を見極めて対応していきます。	無		